

12月はハラスメント撲滅月間です！

# 愛媛労働局ハラスメント相談窓口

例えば、このようなことでお困りではありませんか？

- 仕事中に性的発言をする上司に困っている。
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない。
- 上司に妊娠を報告したら、辞めてもらうしかないと言われた。
- 育児休業について、上司に相談したら、昇給はないと言われた。
- 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた。
- 自分だけ部署の食事会に誘われない・・・。
- 顧客から商品に不当な言いがかりをつけられ、土下座を要求された。



これらは、ハラスメントにあたります。  
会社は、ハラスメント防止に取り組む必要があります。

ひとりで  
悩まないで！

愛媛労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

働く人も、企業の担当者も、就職活動中の学生等の方も、ご相談いただけます！

受付時間 **9時00分～17時00分**（土日祝日、年末年始を除く平日）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **089-935-5222・089-935-5208**

住 所 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階



県内の労働基準監督署に設置している下記の総合労働相談コーナーにおいても相談を受け付けます。

名称	所在地	電話番号
松山総合労働相談コーナー	松山市六軒屋町3-27	TEL089(927)5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜市一宮町1-5-3	TEL0897(37)0153
今治総合労働相談コーナー	今治市旭町1-3-1	TEL0898(32)4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜市江戸岡1-1-10	TEL0894(22)1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島市天神町4-40	TEL0895(22)4655

就活ハラスメントやカスタマーハラスメントに関して、メールやSNSで相談できます！

厚生労働省  
委託事業

# ハラスメント悩み相談室

## 就職活動中等のハラスメント

就活ハラスメントとは、応募する企業やその採用担当者が優越的な立場を利用して、就職活動中やインターンシップ中の学生に行うセクハラやパワハラなどのことを言います。

### 【具体的な例】

面接で「恋人はいるのか？」と質問されたり、オンライン面接中に「全身を見せて。」と言われた。

内定を出す条件として、就活生に対して、他企業からの内定を辞退するよう「オワハラ」をした。

## カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントとは、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・対応により労働者の就業環境が害されるものを言います。

### 【具体的な例】

「土下座して謝れ。」と言われた。

「慰謝料を支払ったら許してやるよ。」と要求された。

専門家がメール・SNSから相談を受け付けています。

24時間受付・72時間以内に返信予定 携帯電話・スマートフォンからも受け付けます！

(※土日・祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)を含む場合、原則3営業日以内に返信)

相談無料

匿名可

プライバシー厳守

専用WEBサイト

ハラスメント相談室

検索

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp>

## メール相談

受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>

## SNS相談

LINE友達追加 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#sns>

※電話または対面での相談は、愛媛労働局雇用環境・均等室及び県内の労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーでも受け付けています。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

